

- 1 偏在是正を巡る課題
  - (地方分権改革との関係)
  - (地方消費税率の引上げ)
  - (地方法人特別税・同譲与税のあり方)
  - (社会保障と税の一体改革関連法 社会保障・税一体改革関連法の評価)
  - (地方法人課税の見直し)
  
- 2 検討に当たっての基本的考え方
  - (財政調整における公平の考え方)
  - (多様な選択肢の検討)
  - (特別税・同譲与税の見直し)
  - (地方の意見の反映)
  - (地方交付税の役割)
  - (検討の進め方)
  
- 3 偏在是正策の検討
  - (1) 税源交換
    - (基本的考え方)
    - (地方法人課税の対象)
    - 対応案 1**
      - (特別税を法人事業税に復元した上で、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とする。)
    - 対応案 1-2**
      - (特別税を法人事業税に復元した上で、都道府県分は全ての、市町村分は一部の法人住民税法人税割を国税化して地方交付税の原資とする。その際、交付税原資とする市町村分の法人住民税法人税割の総額と同額の消費税(交付税原資分)を地方消費税とし、その全額を市町村に交付する。)
    - 対応案 2**
      - (今回の法改正による消費税・地方消費税の税率(10%)を将来さらに引き上げるときに、特別税を法人事業税に復元した上で、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とし、消費税(交付税原資分)の一部を地方消費税とする。(それまでの間、特別税は存続する。))
  - (2) 地方共同税
    - (基本的考え方)
    - (憲法との関係)
    - (地方交付税との関係)
    - (ドイツの共同税との比較)

### 対応案 1

(・特別税を法人事業税に復元した上で、法人事業税又は法人住民税法人税割の相当額を地方共同税化する。)

(・地方法人課税の一部を「全都道府県共通の課題のために課す税」と位置付け、客観的指標により配分する。)

### 対応案 2

(・特別税を法人事業税に復元した上で、今回引き上げられる地方消費税の一部を地方共同税化する。)

(・地方消費税の一部を「全都道府県共通の課題のために課す税」と位置付け、客観的指標により配分する。)

(税率の決定)

(配分方法)

(地方の意見の反映)

(実施時期)

(その他)

## (3) 税源交換と地方共同税の併用

(基本的考え方)

### 対応案

(特別税を法人事業税に復元した上で、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とし、消費税(交付税原資分)の一部を地方消費税化するとともに、今回引き上げられる地方消費税及び税源交換で得られた地方消費税を地方共同税化する。)

## (4) 地方共有税

(基本的考え方)

### 対応案

(地方交付税の地方共有税化)

## (5) 地方共同機構

(基本的考え方)

### 対応案

(・全都道府県が共同して機構を創設し、調整を行う仕組みを構築する。)

(・機構は、法律により全都道府県に加入を義務付ける特別法人とし、例えば、偏在性の高い地方税目について、一人当たり税収額が全国平均を上回る都道府県は、上回る額を機構に拠出し、下回る都道府県に対しては、下回る額に応じて交付金を交付する。)

## (6) その他

(地方法人課税の外形標準化)

(地方法人課税の分割基準の見直し)